

令和6年12月2日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について
（平成6年7月27日職職—329）」の一部を下記のとおり改正したので、令
和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」
という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、こ
れを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応
する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲
げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないも
のは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第4条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め	第4条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め

るところによる。

- (1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、アの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

ア この条の第1項第8号及び第14号の休暇 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）

イ この条の第1項第9号、第12号及び第13号並びに第2項第2号及び第3号の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職

るところによる。

- (1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、ア及びイの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

ア この条の第1項第8号及び第2項第9号の休暇 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）

イ この条の第1項第9号、第12号及び第13号並びに第2項第2号及び第3号の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職

員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

ウ この条の第2項第4号の
休暇 同号に規定する申出
の時点において、1週間の
勤務日が3日以上とされて
いる職員又は週以外の期間
によって勤務日が定められ
ている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるも
のであって、当該申出にお
いて、(17)の規定により指定
期間の指定を希望する期間
の初日から起算して93日
を経過する日から6月を経
過する日までに、その任期
(任期が更新される場合に
あっては、更新後のもの)
が満了すること及び任命権
者(国家公務員法第55条
第1項に規定する任命権者
及び法律で別に定められた
任命権者並びにその委任を

員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの

ウ この条の第2項第4号の
休暇 同号に規定する申出
の時点において、1週間の
勤務日が3日以上とされて
いる職員又は週以外の期間
によって勤務日が定められ
ている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるも
のであって、当該申出にお
いて、(15)の規定により指定
期間の指定を希望する期間
の初日から起算して93日
を経過する日から6月を経
過する日までに、その任期
(任期が更新される場合に
あっては、更新後のもの)
が満了すること及び任命権
者(国家公務員法第55条
第1項に規定する任命権者
及び法律で別に定められた
任命権者並びにその委任を

受けた者をいう。)を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

エ (略)

(2)～(10) (略)

(11) この条の第1項第12号の「妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子(人事院規則15—14第4条の3第1項第2号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。(12)及び(15)において同じ。)の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、この条の第1項第12号の「人事院が定める期間」は、非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日から当

受けた者をいう。)を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

エ (略)

(2)～(10) (略)

(11) この条の第1項第12号の「妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子(人事院規則15—14第4条の3第1項第2号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。(12)及び(13)において同じ。)の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、この条の第1項第12号の「人事院が定める期間」は、非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日から当

該出産の日後2週間を経過する日までとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(12) (略)

(13) この条の第1項第14号及び第2項第8号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養

該出産の日後2週間を経過する日までとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(12) (略)

(新設)

する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

- (14) この条の第1項第14号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

- (15) この条の第2項第2号の「9歳に達する日以後の最初

(新設)

- (13) この条の第2項第2号の「小学校就学の始期に達する

の3月31日までの間にある
子（配偶者の子を含む。以下
この号において同じ。）を養
育する」とは、9歳に達する
日以後の最初の3月31日ま
での間にある子（配偶者の子
を含む。以下この(15)において
同じ。）と同居してこれを監
護することをいい、同号の
「人事院が定めるその子の世
話」は、その子に予防接種又
は健康診断を受けさせること
とし、同号の「人事院が定め
る事由」は、次に掲げる事由
とし、同号の「人事院が定め
るもの」は、入園、卒園又は
入学の式典その他これに準ず
る式典とし、同号の「人事院
の定める時間」は、勤務日1
日当たりの勤務時間に5（そ
の養育する9歳に達する日以
後の最初の3月31日までの
間にある子が2人以上の場合
にあつては、10）を乗じて
得た数の時間とし、同号の休
暇の単位は、1日又は1時間

までの子（配偶者の子を含
む。以下この号において同
じ。）を養育する」とは、小
学校就学の始期に達するまで
の子（配偶者の子を含む。以
下この(13)において同じ。）と
同居してこれを監護すること
をいい、同号の「人事院の定
めるその子の世話」は、その
子に予防接種又は健康診断を
受けさせることとし、同号の
「人事院の定める時間」は、
勤務日1日当たりの勤務時間
に5（その養育する小学校就
学の始期に達するまでの子が
2人以上の場合にあつては、
10）を乗じて得た数の時間
とし、同号の休暇の単位は、
1日又は1時間（勤務日ごと
の勤務時間の時間数が同一で
ない非常勤職員にあつては、
1時間。ただし、当該非常勤
職員の1回の勤務に定められ
た勤務時間であつて1時間未
満の端数があるものの全てを
勤務しない場合には、当該勤

(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(新設)

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こ

(新設)

ども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの

(16)～(18) (略)

(削る)

(削る)

(14)～(16) (略)

(17) この条の第2項第8号及び第9号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(18) この条の第2項第9号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数

の区分に応じ、週以外の期間
によって勤務日が定められて
いる職員にあっては同表の中
欄に掲げる1年間の勤務日の
日数の区分に応じ、それぞれ
同表の下欄に掲げる日数の範
囲内の期間とする。

<u>1週間の勤務日の日数</u>	4日	3日	2日	1日
<u>1年間の勤務日の日数</u>	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号若しくは第13号若しくは第2項第2号若しくは第3号の休暇又は1日以外の単位で与えられたこの条の第1項第14号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

4 (略)

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号若しくは第13号若しくは第2項第2号若しくは第3号の休暇又は1日以外の単位で与えられた同項第9号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

4 (略)

以 上